

綾瀬市教育委員会会議録

令和8年4月定例会

令和8年4月28日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	袴 田 毅 君
教 育 長 職 務 代 理 者	田 中 恵 吾 君
委 員	亀ヶ谷 由美子 君
委 員	齊 藤 隆 訓 君
委 員	林 紀 美 子 君

事務局職員

市 民 環 境 部 長	佐 藤 三 浩 君
参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	高 木 哲 也 君
教 育 部 長	大 矢 博 之 君
参 事 兼 教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎 君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一 君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	高 橋 健 君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	三 橋 周 作 君
参 事 兼 総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	渡 邊 倫 康 君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 事	五 十 嵐 匠

令和 8 年綾瀬市教育委員会会議 4 月定例会議事日程

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1		会議録署名委員の指名について
-------	--	----------------

議案

日程第 2	第 2 0 号議案	綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する 条例（案）について
日程第 3	第 2 1 号議案	綾瀬市教育支援委員会委員の委嘱について
日程第 4	第 2 2 号議案	臨時代理の承認について（綾瀬市立学校の教育職員に関する業 務量管理・健康確保措置実施計画の決定について）

報告

日程第 5	第 3 号報告	教育委員会事務局職員の人事異動について
日程第 6	第 4 号報告	県費負担教職員の人事異動について
日程第 7	第 5 号報告	産業医の委嘱の報告について
日程第 8	第 6 号報告	綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告につい て

協議事項

日程第 9	協議事項 4	令和 8 年度教育委員会における事務の点検・評価について
-------	--------	------------------------------

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議４月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第２ 第２０号議案 綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例（案）について」は、綾瀬市議会６月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。

本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第２０号議案は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、本件につきましては最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第３ 第２１号議案 綾瀬市教育支援委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第21号議案 綾瀬市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

はじめに、綾瀬市教育支援委員会につきましては、令和8年5月1日から綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会から名称変更するものでございます。

議案書の3ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

綾瀬市教育支援委員会は、障がいのある子どもたちを、学校への適応状態や障がいの状態などに基づいて判定し、最も適切な教育の場に就学できるよう教育委員会に答申する機関でございます。

委員の選出につきましては、「教育支援委員会規則」に基づき、医師、児童相談所の職員、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の学級担任などの選出区分ごとに、関係機関から委員の推薦をいただいております。

議案書の4ページ・5ページをご覧ください。

名簿のとおり、16名の委員を新たに委嘱するものでございます。

備考欄に記載のとおり、新任が8名、再任が8名となっております。

任期につきましては、令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間でございます。

議案資料の3ページには、今年8月4月現在の名簿を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第21号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案資料の3ページなのですが、特別支援学校、えびな支援学校と座間支援学校がありまして、今、何名くらい通っているのでしょうか。

それからもう一点が、送迎のバスの待ち合わせ場所は何か所くらいになっているのでしょうか。

以上二点質問です。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

御質問について回答させていただきます。

まず、何名のお子さんが支援学校に通っているかという御質問でしたが、複数の学校がございますけど、トータルとして小学生が20名、中学生が10名、合計30名のお子さんが特別支援学校に通っております。

二点目の御質問で、バスの送迎場所というお話がありましたが、多くのお子さんの通っているえびな支援学校のバスの送迎について、二か所、綾瀬市内に決まっている場所がございます。

一か所目は綾瀬スポーツセンター前、二か所目が東柏ヶ谷の近隣公園の、綾瀬市寄りのところで歩道が広がっているところがございますので、そちらでバスの送迎を行っていると考えております。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

座間特別支援学校には送迎のバスはないのですか。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

現在、座間支援学校には、綾瀬市からは、通っている子どもはゼロということで、バスの送迎は行っておりません。

○教育長（袴田毅君）

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

5ページの14番の増井さんなのですが、新任で言語聴覚士とありますけれども、この方が、新たに入った理由と、どのような役割をするのか教えていただければと思います。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

言語聴覚士の増井様の選出理由ということと、役割といったところなのですが、ほぼ同じような内容になりますので、あわせてお伝えをさせていただきます。

今回言語聴覚士の増井様を選任させていただいた部分につきましては、本年度より、総合教育支援センターに言語聴覚士の方が週2で配置されております。

その方に、教育支援委員会で諮問をする中で、言語に関わる発達の部分、そういった専門的な知見を、意見として取り入れていきたいといったところがありましたので、今年度から、任用する言語聴覚士の増井様を委員会に委嘱したという経緯がございます。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

それでは質疑、討論なしと認めます。

これより第21号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長(袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長(袴田毅君)

日程第4第22号議案、「臨時代理の承認について、綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理、健康確保措置実施計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは本件に関し、説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長(大矢博之君)

それでは、「第22号議案 臨時代理の承認」について、ご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本件につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律第8条第1項の規定による、綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の決定にあたり、教育長が事務を代理し、処理いたしましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

3月定例会での協議後、一点修正点がございますので、ご説明いたします。

計画書の17ページをご覧ください。

下段の取組の方向性について、「ICT学習支援員の配置拡充」という表現を「ICT学習支援員の配置適正化」に改めております。

これは、無理な増員を目指すのではなく、より現状に即した適正な配置を進めることとしたものでございます。

今後は、この計画に基づき、各学校と連携を取りながら、業務量の適正化や健康確保のための具体的な取り組みを着実に進めてまいります。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第22号議案に関しまして、質疑、討論がございましたらお願いいたします。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

資料の中の15ページの「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応」というところで、スクールロイヤーという項目があるのですが、そちらは予算などに関わってくるところで、今のところの進捗状況と大まかな予定が分かっているようであれば教えていただきたいなと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい。学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

まず5課の所属長で4月27日月曜日に集まりまして、会議等を行わせていただいた状況になります。

そこでやはりスクールロイヤーをどのような形で綾瀬に取り入れていけば一番いいのかということで、まず話し合いをしました。

他市の状況などを踏まえてですね、より良い綾瀬でのスクールロイヤーの導入に向けて話し合いをしたところになります。

まだ今後のスケジュール等はしっかりと出来ませんでしたけども、今後、5課の所属長が集まり、スクールロイヤー初め、ほかの重点項目について話し合いをして、着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員（齊藤隆訓君）

予算が関わってくるので、そちらがいつごろまでに準備しなければいけないのかということを知る範囲で構わないので、教えていただけませんか。

○学校教育課長（山上貴司君）

早急に実施計画等を策定して考えていかなければならないかなと思っていますので、考えとしては夏前とかですね、細かいところを詰めていく必要があるかなと思っています。

そこも含めてですね、5課の所属長でまたいろいろ考えを深めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員（齊藤隆訓君）

これすごく大事な内容だと思いますので、皆さんも分かってらっしゃる通りボリュームもあると思うので本当に計画を立ててやらないとすぐに1か月たってしまいますので、ぜひそちらもよろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑、討論なしと認めます。

これより第22号議案を採決いたします。

本件を、報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長（袴田毅君）

日程第5第3号報告「教育委員会事務局職員の人事異動について」、日程第6第4号報告「県費負担教職員の人事異動について」、以上2件は、いずれも人事に関する報告ですので、一括して議題といたします。

なお、質疑は別で行います。

それでは、本2件に関し、説明を求めます。

教育部長、お願いします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」及び「第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」の2件につきまして、御説明いたします。

教職員の人事異動につきましては、2月の教育委員会会議に校長及び教頭の人事を、また、教育委員会事務局職員の人事につきましては、3月に課長相当職以上の人事を、それぞれご報告させていただいております。

今回は、教育委員会全ての職員の人事につきまして、ご報告させていただきます。

報告書の3ページ、4ページを御覧ください。

教育委員会事務局職員の人事異動につきましては、承認、昇格、配置替え、採用及び新採用並びに暫定再任用職員について掲載をしてございます。

次に5ページを御覧ください。

県費負担教職員の人事異動でございます。

このページから10ページまでが、教職員の人事異動でございます。

校長、教頭、総括教諭、教諭、栄養教諭、事務主査、主任事務主事及び新採用について掲載をしてございます。

また報告資料の3ページから7ページまで、教育委員会事務局と教職員の配置表を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第3号報告、「教育委員会事務局職員の人事異動について」、質疑等がございましたら、よろしくお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

続きまして第4号報告、「県費負担教職員人事異動について」、質疑等がございましたら、願いたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

9ページに関わって、大きく二つあります。

希望降任についてと、栄養教諭についてです。

栄養教諭については3点で、合わせて4点を一度に聞いていきたいと思います。

まず、希望降任について、これまでも、何名かの方が降任を希望されているかと思います。

その主な理由をもし分かるようであれば教えていただきたい。これが一つ。

また、栄養教諭に関しては3点。栄養技師と栄養教諭の違いはどのようなものがあるのか、教えていただきたい。

次に、綾瀬市内には、栄養教諭が、この2名を加えて、合計で何名の栄養教諭がいらっしゃるのか。

そして、3点目は、それぞれの学校の配置が書かれておりますが、学校で、子どもたち、児童生徒とどのように関わっていくのか。

それについて教えていただきたい。以上、合計で4点です。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず1点目の、希望降任についての理由ですが、主に体調不良や育児等によるものとなっています。

今までやれていたことが、体調不良によって出来なくなった、また総括教諭の業務が多忙過ぎて育児が滞った、そのような理由等で、大変悩んで、希望降任を出したというような状況となっています。

続いて栄養教諭と栄養職員の違いではありますが、学校栄養職員は、学校給食の管理のみを本務とするような状況になります。

ですが、栄養教諭になりますと、食に関する指導というものが、プラスアルファになってきます。

その中では、児童・生徒への個別的な相談指導、また、児童・生徒への教科、特別活動等における教育活動、そして食に関する指導の連携調整等というものが入ってきます。

ですので、役割が大きく変わってくるというような状況になります。

栄養教諭の中の二つ目の御質問に対してですが、綾瀬市には3名の栄養教諭がいます。

新しい方が2名、そして今までの方が1名で3名というような形になります。

最後の質問ですが、児童とどのような関わりを持つかということですが、先ほどもお伝えいたしましたように、栄養教諭の中の仕事として食に関する指導、そして特に、児童生徒への教科、特別活動等における教育活動というものがありますので、やはり教諭として、食に対する、授業を行える、そしてそのことによって、児童・生徒に関わっていくというような状況が生まれてきます。

以上になります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ただ、栄養技師の時代も、おそらく子どもたちに関わっていたと思いますが、より教諭になるということは、参事からお話があったように、子どもたちとの関わりがすごく深くなりますよね。

これは大いに食の指導に関する部分だけでなく、期待ができると思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。

他はいかがでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

8ページの役職定年とあるのですが、教頭から総括教諭になった場合の主な役割として、何があるのか教えていただきたいです。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問に対してのお答えですが、人材を育てるところが大きなところになります。

今までの管理職の経験を生かし、他の総括教諭も、人材育成を行いますけれども、やはり、教頭の視点を持った人材育成というところが、大きな役割を担うような状況になります。

以上になります。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

報告資料の5ページ目の令和8年配置表の中で、備考欄の欠員補充と育休と産休で、43人ぐらいいますが、これは例年と比べて多いのかどうか一つと、どのように人を集めているのか、またそういう対策が分かたらお伝えいただけるとありがたいと思います。

以上2点です。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問に対してですが、やはり例年によって、育休者が多かったり産休者が多かったり逆に、欠員補充の枠が多かったりするような状況ですけれども、綾瀬としてはほぼ同じような状況です。

今年は欠員補充のほう少し多いというような印象があります。

続いて欠員補充や産休育休の代替をどう集めるかということですが、やはりまず県央教育事務所に適材な人材がいるかどうか、問い合わせすることがまず一つになります。

また、今まで綾瀬に御尽力いただいた、元先生方に声をかけ、この欠員または育休の代替になってもらえるかどうか、打診をしている、こちらから積極的に電話をかけたりしているような状況になります。

またウェブのほうで、募集をかけておりまして、申込みされた方にはまたこちらから電話をし、綾瀬市で面接をさせてもらい、そして県央教育事務所に登録をしてもらって、そして、適材適所に配置ができるように任用を進めていくような状況になります。

以上になります。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

実際の全人数からいったら7%近い補充なので、やはり本当に大変だなってというのがよく分かりますので、何か良い方法があれば良いなと思います。

どうもありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他にはございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑がないようですので、第3号報告及び第4号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

日程第7第5号報告、「産業医の委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは本件に関し、説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第5号報告 産業医の委嘱の報告について」、ご説明いたします。

報告書の11ページをご覧ください。

今年度におきましても、綾瀬小学校の常時在籍する教職員が50人以上となりますことから、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、産業医を選任するものでございます。

座間・綾瀬医師会から推薦をいただいた方を、令和8年4月1日付けで、令和7年度に引き続き、伊藤 薫（いとう かおる）氏を委嘱いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第5号報告に関しまして、質疑等がございましたら、よろしくお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第5号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

日程第8、第6号報告、「綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは本件に関して説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第6号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、ご説明いたします。報告書の12ページをご覧ください。

学校嘱託医の内科医、歯科医、耳鼻科医及び学校薬剤師が、令和8年3月31日付けをもって辞職されたことに伴い、その後任として、各機関から御推薦をいただいた方に、令和8年4月1日付けで、委嘱をしたものでございます。

始めに、1の辞職でございます。

学校嘱託医として、天台小学校及び北の台小学校の内科医、岡本 裕一（おかもと ゆういち）氏、早園小学校の歯科医、武内 理永（たけうち りえ）氏、北の台小学校の耳鼻科医、佐藤 優里奈（さとう ゆりな）氏、城山中学校の耳鼻科医、金田 将治（かねだ しょうじ）氏、学校薬剤師として、春日台中学校の有川 昌宏（ありかわ まさひろ）氏が、辞職されました。

続きまして、2の委嘱でございます。学校嘱託医として、北の台小学校の内科医に安藤 枝里子（あんどう えりこ）氏、北の台中学校の歯科医に大友 竜也（おおとも たつや）氏、北の台小学校の耳鼻科医に佐藤 健史（さとう けんじ）氏、城山中学校の耳鼻科医に稲木 政英（いなぎ まさひで）氏、学校薬剤師として、春日台中学校に宮本 貴博（みやもと たかひろ）氏を、新たに委嘱をしたものでございます。

続きまして、3の担当校変更でございます。学校嘱託医として、早園小学校の内科医を担当していただいております菅原 稔（すがわら みのる）氏を早園小学校及び天台小学校に、北の台中学校の歯科医を担当していただいております柴垣 諒子（しばがき りょうこ）氏を早園

小学校に、担当校を変更したものでございます。

また報告資料の８ページから１０ページに、令和８年４月現在の名簿を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第６号報告に関しまして、質疑等がございましたら、お願いいたします。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

資料の報告資料の１０ページの薬剤師名簿で、各学校薬剤師さんがいらっしゃいますが、この薬剤師さんは何をやっていらっしゃるのでしょうか。

分かる範囲で教えて下さい。

○教育指導課長（高橋健君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

学校薬剤師につきましては、学校保健安全法上、学校医歯科医とともに必ず置くことと決められているものであります。

またその法第２４条に、七つの業務が明記されていますが、特に学校におきましては、環境衛生検査に従事することということが主な業務と認識しております。

具体的には、教室の環境の調査ということで、明るさ、照度の検査、それから室内環境ということで空気ですね、エアコンの排気の部分も含めまして、そういった空調の検査などを年に数回しております。

以上が、業務になるかと認識しております。

以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

薬剤師さんの名称からは全然想像がつかない業務を行っているなと思いました。教えていただいて、ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、第６号報告を終了いたします。

日程第９ 協議事項４、「令和８年度教育委員会における事務の点検評価について」、この件を議題といたします。

点検評価報告書については、第一部と第二部で構成されております。

本日は第二部について協議を行いたいと思います。

それでは本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「協議事項4 令和8年度教育委員会における事務の点検・評価について」、ご説明いたします。

教育委員会の事務の点検・評価は、第1部「教育委員会会議及び教育委員会の活動状況」と第2部「教育振興基本計画の取り組み状況」の2部構成となっております。

第1部につきましては、現在作成を行っている段階でございますので、本日は第2部について、ご説明いたします。

協議事項の5ページをご覧ください。

「1 綾瀬市教育振興基本計画について」では、教育振興基本計画の基本目標等について、6ページの「2 各取組の点検・評価方法について」では、各取組の点検・評価の実施方法について、説明しております。

6ページ中段から7ページの「(1) 点検・評価対象事業」をご覧ください。

第2期教育振興基本計画前期実行計画の最終年度として、重点取組10事業の全てを対象とし、詳細な自己点検・評価を実施しました。

7ページの「(2) 評価基準」でございますが、こちらには、点検・評価対象事業の評価の基準について記載しております。

各事業につきましては、表にありますとおり、「計画を上回り実行」、「計画どおり実行」、「計画どおり実行できなかった」の3段階の自己評価としております。

この3段階で評価した結果につきましては、8ページの「(3) 自己点検・評価結果」の表に記載のとおり、「計画を上回り実行」できた事業が1事業、「計画どおり実行」できた事業が9事業、「計画どおり実行できなかった」事業は0事業の計10事業となっております。

それでは、「点検・評価対象事業」の自己点検・評価結果について説明いたします。

10ページをご覧ください。

「小・中学校における読書活動の推進」でございます。

教育指導課が所管する事業で、児童・生徒の読書活動を促進し、学校図書館の充実や新聞配架等により、学力向上と情報活用力の育成を目指すものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、小・中学校全校へ学校司書の配置、小学4年生から

中学３年生までの全クラスへ新聞の配架、図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施、市立図書館との連携による配本や団体貸出の実施等を通じて、児童・生徒の読書意欲の向上を図りました。いずれも概ね計画通り進められたことから、評価は「計画通り実行」としております。

次に、１３ページをご覧ください。

「小中一貫教育の推進」でございます。

教育指導課が所管する事業で、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業等を行い、義務教育の９年間を通じた系統的な教育を推進するものでございます。令和７年度の実績と成果でございますが、協議会や連絡会を開催して中学校区ごとに小中一貫教育に向けた取組の検討を行ったほか、全小学校において乗り入れ授業を実施することができました。

担当者会等を通じて、教員間での小中連携の意識を醸成できたことから、教育委員会の評価は「計画通り実行」としております。

次に、１６ページをご覧ください。

「教育の情報化の充実」でございます。

教育研究所が所管する事業で、子どもたちの情報活用能力を育むため、教員のＩＣＴ活用における指導力向上を図るものです。令和７年度の実績と成果でございますが、タブレット端末を活用した公開授業を２回実施したほか、新たに導入・更新したソフトウェア等に対応した研修を実施したことで、タブレット端末の活用を推し進めることができたことから、評価は「計画通り実行」としております。

次に、１９ページをご覧ください。

「児童・生徒指導の充実」でございます。

教育指導課が所管する事業で、いじめや不登校、暴力行為の早期発見・早期対応のため、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施するものでございます。

令和７年度の実績と成果でございますが、児童・生徒指導担当者会や研修会を実施し、事案への対応力向上を図ったほか、児童・生徒指導状況調査を毎月実施し、必要に応じて教育委員会から指導、各校に助言を行いました。

各校において様々な事案について組織的に対応できていたことから、評価は「計画通り実行」としております。

次に、２１ページをご覧ください。

「外国につながるのある児童・生徒への支援」でございます。教育指導課が所管する事業で、国

際教室の配置や音声翻訳システム用タブレットの活用などにより、外国につながるのある児童・生徒の学習支援を行うものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、小学校7校、中学校1校において国際教室を実施し、日本語指導や学校生活への適応支援を行ったほか、国際教室担当者を対象として日本語指導研修会を実施し、日本語指導や国際理解教育への理解を深める機会ができたことから、評価を「計画通り実行」としております。

次に、23ページをご覧ください。

「学校における働き方改革の推進」でございます。

学校教育課、教育総務課、教育研究所が所管する事業で、教員の長時間勤務を改善するとともに、労働安全衛生管理体制の充実に努めるものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、全校に教頭業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の負担軽減につなげたほか、健康診断やストレスチェックを通じた健康管理、学校閉庁日の設定等による勤務時間の適正化を図ったことから、評価は「計画通り実行」としております。

次に、26ページをご覧ください。

「学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進」でございます。

教育総務課が所管する事業で、学校施設の適切な維持管理と改修等を進めるものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、小中学校の屋根・外壁改修、防災設備整備等の長寿命化工事を計画通り実施していることから、評価は「計画通り実行」としております。

次に、28ページをご覧ください。

「学校ICT環境の充実」でございます。

教育研究所が所管する事業で、ICT機器を活用した教育活動のため、サポート体制を充実させ、学校全体のICT環境の充実を図るものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、ICT支援員の配置、Chromebook端末の導入、ネットワーク回線の増強、AI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトの導入等により、学校のICT環境を大幅に改善できたことから、評価は「計画を上回って実行」としております。

次に、30ページをご覧ください。

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」でございます。

教育指導課・生涯学習課が所管する事業で、学校と地域・保護者が連携し、地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの成長を支えるものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、推進連絡協議会を年間3回開催し、教育委員会、生

涯学習課、各校の連携に向けた協議・情報交換を行いました。

各校の学校運営協議会も予定通りに実施でき、研修会の実施や地域学校協働活動につなげることができたことから、評価は「計画通り実行」としております。

最後に、32ページをご覧ください。

「家庭教育支援の充実」でございます。

生涯学習課・教育指導課が所管する事業で、保育所、幼稚園、小中学校、PTA等と連携しながら、家庭の教育力の向上と充実を目指すものでございます。

令和7年度の実績と成果でございますが、地域家庭教育アドバイザー等による講座や「あやせゼロの日の運動」のLINE配信を活用した普及・啓発などを通じて、家庭の教育力の向上に寄与したことから、評価は「計画通り実行」としております。

以上で、説明とさせていただきます。

ご協議、よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい。

それでは、協議事項4に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

対象事業のナンバー6、学校における働き方改革の推進に関わって、3点ほど、資料でいうと、24ページ、④番の部分に関して3点です。

一つ目が、先生方の何名かが医師の面談を受けていらっしゃるのか、もしいらっしゃるのであればその人数を教えてください。

二つ目は、高ストレス者及び在勤調査での長時間勤務対象者とありますけれども、これについて何か関連性、長時間の方がストレスが高いなど、そういう資料等があれば、実態があれば関連性を教えてください。

そして、最後は、そのあとのほうに、学校長と協議を行うとありますけれども、具体的にはどのような情報共有を校長先生方とされているのか、言えるところで結構ですので教えてください。

以上3点です。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの3点の質問に対してお答えをしたいと思います。

まず一つ目ですがストレスチェックにかけるそのあとの医師の面接についてでございますが、手持ちの資料では、面接指導ですね、令和2年から令和7年度において、面接の実績はないというような状況になっております。

二つ目ですが、高ストレス者と、在勤調査での長時間勤務の対象者の関連または分析等ですが、私どもでまだそこまではしっかりやれていない状況です。

やはり長時間の勤務で疲弊してしまうとやはりいろんなところにストレスがかかってくるかと思しますので、私の中では関連性があるかなと思っていますが、その辺りはしっかりと分析等は出来ていない状況になります。

三点目ですが、校長先生とどのような情報共有をしているかということになりますが、1月に校長先生にこちらに来ていただいて、ヒアリングを行っております。

その中ではこのような二つの資料をお渡しをして情報共有をしています。

一つ目はあなたの職場の元気度分析ということで、ストレスチェックの会社がまとめたものを提示し、現在、学校はこのような状況ですので、実態に合っていますか、またこのような分析結果が出ていますので、今後、職場で活用してくださいというようなことで、分析の1枚を送っています。

またもう一つはですねストレスチェックの集団的な分析結果というものがありましてそれも、お渡しをして、各校にその状況をお伝えしております。その中には、仕事のコントロールと仕事の量的負担ですね、そこが図になっており、また、同僚の支援や上司の支援がどうなっているかというのがありますので、校長先生に御提示をして、校長先生の判断でこういう状況になっていますので、今後の、仕事量または同僚の関係を見てくださいということで、情報を提供しているような状況になります。

以上になります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

かなり健康管理のための事業が進められてきているように感じます。

ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

ただ1点要望を伝えておきたいのは、先ほど、高ストレス者と長時間勤務の対象については具体的な分析をまだされてないというお話をされたかと思いますが、やはりこれは、非常に大きな課題というか、関連性が私もあるような気がしますので、より一層の分析をお願いしたいと思います。以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

それと、ストレスチェックの資料があるのであれば、見させていただきたいです。事前に配っていただいて、私たちもやはり現状を知っておきたいと思っています。

ここは働き方改革の肝になってきますので、やはり先生を辞めないような環境をどうつくっていくかというときに、こういうふうに数値化出来ているものがなかなか少ないです。

そういう中ではそういうことを教えていただけると、先ほど田中職務代理がおっしゃったような、何らかの因果関係の解明など、やれるものがあるのではないかと考えていますので、ぜひそちらのほうを教えていただきたいなと思います。

○教育長（袴田毅君）

どのようなものを校長に提示していて、個別の学校というよりは、全体的な流れが分かるような形で資料提供をしてもらえればという事でお願いします。

はい、他にはいかがでしょうか。

それではですね、各委員よりいただきました意見、要望につきましては、事務局において、必要があれば修正の方、よろしく願いいたします。

また、本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

まだ時間がありますので、引き続き意見等があれば、お願いいたします。

それでは本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただきます。

なお、この教育委員会の点検評価につきましては、この協議をもちまして、第二部の自己点検・評価を終了し、第三者委員会による検証をすることになります。

それでは、協議事項4については、これで終了といたします。

（ 非公開の審議 ）

○教育長（袴田毅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。

午後2時29分 閉会